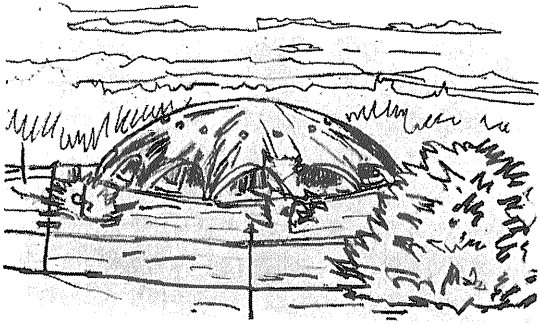


南洋 大間 平記 南見 ①



アカデミーオブサイエンス(会場のスケッチ)

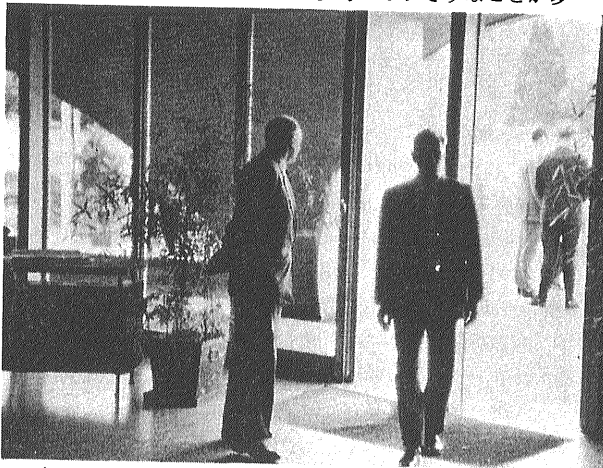
(1) 第五回国際連合アジア極東地域地図会議のこと

1967年3月8日から22日にわたってオーストラリアの首都キャンベラで上記の会議がひらかれ 筆者は1964年末マニラで行なわれた前回の時と同様に 会議事務局の一員として作業する機会を与えられた。この前ののがい経験もあり いかにして会議をうまく運営すべきか 筆者なりに頭をなやまし また心をきめて会議にのぞんだのであったが 最初の数日はなるほど お茶をのむ気にもならぬほどに忙殺されはしたが わが有能 勤勉 かつ責任感 使命感にみちあふれた事務局のオーストラリア人同僚は たちまちにして仕事のかなめをつかみ すこぶるなめらかな運営のながれにのせてしまって 以後筆者はまったく親舟のつたような気持ちになり かくてうまれてきた時間のゆとりのため むしろあいすまない様な気分になることが たびたびあるほどであった。筆者の国連事務局勤務4年半の間に これとにた経験は1965年秋 東京で行なわれた石油シムポジウムにおいてみられただけで 英語国民と非英語国民というちがいはあるにせよ 日本人とオーストラリア人との たがいに似ているある性格 能力を示すものであろうかと思われる。会議の運営については その計画的 組織的 能率的なこと またその実施にあたったオーストラリア人同僚に対する観察 所感など 今後わが国でこういった国際会議を開くについても 参考になりそうなことが多

沢田 秀穂

いと思われるので できれば次の機会に紹介申し上げたいと思うが 今回はこれはさておき 会議の報告書をもととして 会議の有様をちょっとおしらせしたい。もとより筆者は地質技師であって この会議の事務局の一員として参加したものであり 日本からは 国土地理院水路部 各測量会社の専門家からなる有力な代表団が派遣されたことでもあるので いずれ詳しい専門的な報告は この代表団から しかるべきすじをとおしてなされることであろうから そのおつもりで本稿をよんでいただければさいわいである。さてこの会議に参加した国は 国際連合アジア極東経済委員会(エカフェと略す)加盟域内国13国(日本はこの中に入る) その他の国17国 合計30国にのぼり 地理的にはアジア13国 中近東3国 ヨーロッパ10国 北アメリカ2国 南アメリカ1国 アフリカ1国と全世界的な広がりをみせている。これをアルファベット順にならべ 代表団の人数を加えて示すと 次のようになる。

オーストラリア; 56
カンボジア; 2
カナダ; 1
台湾; 4
コンゴ(民主主義共和国) 2
西ドイツ; 2
フランス; 1
パチカン; 1
インド; 1
インドネシア; 2
イラン; 1
イスラエル; 1



会議場入口



会議場入口 入ってすぐ右にある航空会社と銀行のデスク 各国代表はここで切符の手配 両替などをたのむことができる

- 日本；8
- レバノン；2
- マレーシア；2
- マルタ；2
- オランダ；1
- ニュージーランド；2
- ノルウェー；1
- ペルー；1
- フィリピン；1
- ポルトガル；1
- 南ベトナム；2
- シリア；2
- スイス；1
- タイ；13
- イギリス；3
- アメリカ合衆国；11
- ソ連；8
- 西サモア；2

このほかに国際連合専門機関としてユネスコ 国際諸機関として 国際水路局 International Hydrographic Bureau (IHB) Intergovernmental Oceanographic Commission Pan American Institute of Geography and History International Geographical Union International Society of Photogrammetry および Institute of International Surveyors がそれぞれ代表を送っている。会議の事務局は オーストラリア政府職員多数に筆者をふくむ4名の国際連合事務局職員を加えて構成され 会議場にはキャンベラ市中央部にある Academy of Science の半球状の建物があてられた。

会議は会議事務局長として国連事務局地図課長が国連事務局総長に代ってのべた開会の辞に始まり オーストラリア連邦国家開発相が歓迎のことばをのべ オーストラリア政府に対する会開催についての好意と周到な用意とに感謝の議が会議によって採択され 会進行の規則の採択 会長(オーストラリア主席代表) 副会長(イラン代表及びインドネシア主席代表) 書記長(フィリピン

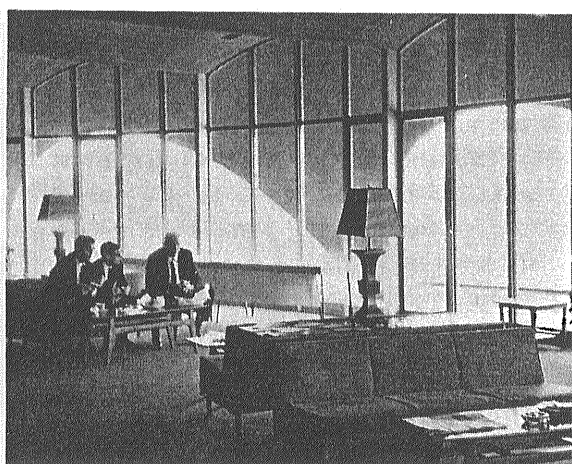
代表)の選任をみ さらに議題を定めて会議は型のごとく進行した。議題として決定をみたのは次の様なものである。

- 1 会議進行の規則の採択
- 2 役員を選任
- 3 議題の採択
- 4 信任状の報告
- 5 専門諸委員会の設定
- 6 前回会議以後の地図学的活動についての各国の報告
- 7 前回会議の決議あるいは勧告の基礎となった事項についての経過報告
- 8 測量 作図の技術及び最近の進歩に関する報告
 - (a) 基本測量
 - (b) 基本図の作成と複製
- 9 次の諸項に対する地図学的技術の実際上の応用
 - (a) 鉱物資源の探査開発
 - (b) 広域土地利用調査
 - (c) 森林開発及び管理
 - (d) 農業計画及び開発
 - (e) 水資源の評価及び利用
 - (f) 土木工事諸計画
 - (g) 土地問題と土地保有
 - (h) 市街開発
- 10 特殊地図および全国地図帖
- 11 航空地図
- 12 百万分の一世界地図 International Map of the World on the Millionth Scale
- 13 地図原稿から地図出版までの過程における技術と最近の発展に関する報告
- 14 地図学上の諸資料の自動的抽出 記録及び処理
- 15 地名 付国際連合地名標準化会議に関する事項
- 16 水路学及び海洋学
- 17 会議報告書の採択

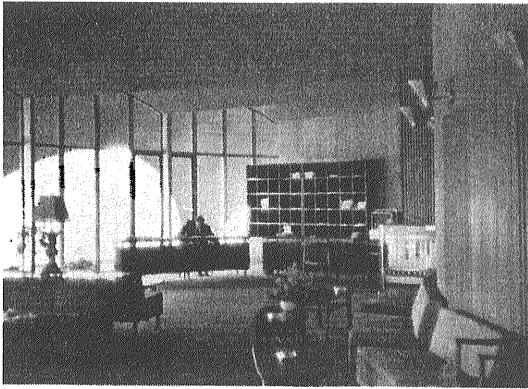
次に以下にのべるような五つの専門委員会の設定をみそれぞれの議題を担当することとなり 各委員会は次のようにそれぞれの役員をえらんだ。



会議場入口のオーストラリア事務局員の一部とソ連代表(右から4人目5人目8人目)



会議場のロビー ここで10時と3時ごろの1日に2回お茶が供される人物はオーストラリア代表



会議場のロビー つき当りに資料配布係のデスクとビジョンボックスがある

- 第1委員会：測地学および基本測量 議題8 a
議 長；カンボジア代表
副議長；オーストラリア代表
書記長；レバノン代表
- 第2委員会：地形測量 議題8 b
議 長；ニュージーランド代表
副議長；ベトナム代表
書記長；マレーシア代表
- 第3委員会：特殊地図 議題9および10の前半
議 長；タイ代表
副議長；台湾代表
書記長；西サモア代表
- 第4委員会：一般地図学 議題10の後半および11から15まで
議 長；インド代表
副議長；タイ代表
書記長；オーストラリア代表
- 第5委員会：水路学および海洋学 議題16
議 長；日本代表
副議長；タイ代表
書記長；オーストラリア代表

ついで会長から全代表の信任状の提出をみ 容認された旨の報告があつて いよいよ実質的な会議のコースに入った。

この会議に提出された報告書の数は140にのぼり いまこれらの報告書を提出者別に調べてみると次のようになる：オーストラリア 48 カンボジア 1 カナダ 1 台湾 10 コンゴ 1 フランス 1 西ドイツ 6 インドネシア 5 イラン 1 イスラエル 3 日本 6 レバノン 1 マレーシア 1 マルタ 1 ニュージーランド 2 ノルウェー 1 フィリピン 3 ポルトガル 1 南ベトナム 1 シリア 1 スイス 4 タイ 10 イギリス 1 アメリカ合衆国 24 ソ連 4 国連事務局 2 ユネスコ 1 IHB 1

また議題の項目別にみると次の様になる：項目6—28 報告 7—8 8—2 8a—20 8b—19 9—6 9 a—7 9b—7 9c—3 9d—4 9e—4 9f—5

9g—5 9h—2 10—15 11—6 12—3 13—10 14—2 15—3 16—14 ただし国によっては 1つの報告書の中にいくつかの報告をひとまとめにしているものがあり また1つの報告で2項目以上にわたるものもあつて 1報告1項目を1単位として数えると上記とちがうものは次のとおりである：台湾 11 インドネシア 9 日本 22 タイ 12 アメリカ合衆国 29

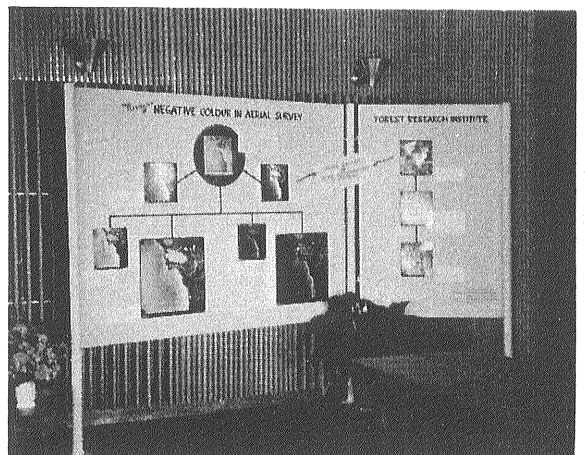
これらの記録をみて気がつくことは アジアのエカフェ加盟国のなかにもかなり出席していない国々があることで アフガニスタン ビルマ セイロン 韓国 ラオス ネパール パキスタン がそれである。その反対にアジア以外の国々からの参加が多く この点 他のエカフェ関係の会議とは大分趣を異にする。報告の提出数からみると 地元オーストラリアの48をはじめとして アメリカ合衆国の29 日本の22 タイの12 台湾の11 新たに国連に戻ったインドネシアの9のほかはいずれも一国6報告以下となる。

項目の多岐にわたっていることも注目されるところで 20もの項目に分られた内容を取り扱うこの会議はなかなか複雑な内容をもった性質のものである。

総括報告(項目6)は多くの国が提出し 出席した国国のうち これをださなかつたのは カナダ インド パチカン オランダ ペルー 西サモアの6国である。

項目7の 前回のマニラ会議の際の決議や勧告の基となった事項に関する経過については 8報告が6国からだされ 日本からは2つの報告がだされている。

41という多くの報告をみた8項目は「測量および作図の技術と最近の進歩」であるが この項目はさらに a 基本測量と b 基本地図の作成と複製とに分られ 総括的報告は2報告が2国から aについては20の報告が10の国からだされており bでは19報告が6国からだされ うちオーストラリアが7報告 アメリカ合衆国が6



会議場ロビーの一隅にある展示の一部

ソ連とスイスが各2 西ドイツと日本が各1と いわゆる先進国からだけ提出されているのが注目される。

項目9は地図学的技術の各方面における実際の応用に関するもので a-hの分類に入らない報告は6報告。

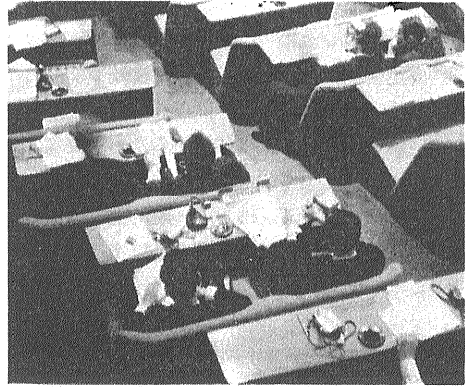
- a 鉱物資源の探査開発に関するものが7
- b 広域土地利用測量7
- c 森林開発および管理3
- d 農業計画および開発4
- e 水資源の評価および利用4
- f 土木工事諸計画5
- g 土地問題と土地保有5
- h 市街開発が2報告となっている

項目10の 特殊地図および全国地図帖については 前者では10報告 後者では オーストラリア ソ連 スイス 日本およびインドネシアからの5報告があった。

項目11の 航空地図については6報告がみられ そのうち 4報告はアメリカ合衆国により 他はオーストラリアとインドネシアが各1報告づつを提出した。

項目12の 百万分の一世界地図については 3つの報告がみられ 国連事務局 日本およびインドネシアが提出者である。 項目13の 地図原稿から出版までの技術とその最近の発展については10報告があり アメリカ合衆国が5 オーストラリアが2 西ドイツ 台湾 日本がそれぞれ1つの報告を提出した。 項目14の 地図学上の諸資料の自動的抽出 記録および処理についてはイスラエルおよびアメリカ合衆国が一つづつ報告をだした。

項目15の 地名と国連地名標準化会議については 国連事務局 オーストラリアおよびアメリカ合衆国が各1つの報告を提出している。 最後の項目16 水路学および海洋学については14の報告が提出され このうち日本とアメリカ合衆国が各4 西ドイツが2 オーストラリア 台湾 インドネシアおよびIHBがそれぞれ一つの報告をだしている。



大会議場の代表団席 中央にベトナムの名札がみえる

この会議は前回のマニラ会議と同様に決議・勧告をいくつかしており これがこの会議の結論のような形をなしている。 全部で27項目についての決議・勧告がありこれを順次あげると 次のようになる。

次回の会議については イラン政府の申しいでにより次回の会議を1970年10月イランにおいて行なうように 国際連合経済社会理事会に勧告している。

広域にわたる測地学的測量 重力および磁力測定 については エカフェ域内各国がすべて全力をつくしてこういう重要な測量・測定を継続・拡大する様力説し

航空機による距離測定 については 従来の方法では接近困難な地域や広大な水面がじゃまになる様な地域に対し Aerodist の様な空中電子測定法の使用を十分考慮すべきだとしている。

総合大縮尺測量 については 地域内各国が それぞれの国の形と地理的位置とに最適の投影法にもとづいて 全国にわたる平面座標系を採用するよう勧告している。

人工衛星測地学 については この新しい分野の技術の有用性に注目して 人工衛星測地学の応用 とくに幾何学的人工衛星三角術を使って 測地学的情報をすべて関連させる様な測地学的照合資料を確立したり 現存の国際的な測地学的連携を互につよめたりあるいはまたそれが現存しない時にはそれを確立したりするのに役だてるべきであると勧告し また本域内のすべての国々がこの目的のため協力すべきであるとのべている。



大会議場 手前左側 前から4列目が日本代表団 壇上3人の中央が議長 その左右は国連事務局員



大会議場 イスはゆったりした2人かけで前のイスに対しすこしずつ横にずらしてある

地殻運動についてはとくに地震のような天災のおよぼす社会的経済的影響を認め地殻運動を察知するため測地学的作業によって地震学上の制御を助けることが大事であるとして 本地域の国々の測地関係諸機関がとくに考慮して 水平および垂直の諸測定のため必要な技術上 予算上のでだてをつくし とくに地殻運動の影響をうけるような地域にあって 地形の一時的変化の探知と解釈のため しかるべき記録をとるようすべきだと勧告している。

電子計算については 測地 地籍 重力その他の現地測定資料を調整 集積 修正する上に電子計算機がますます活用されることを認め

- a) 地図関係諸機関がそれぞれ現存資料を再検討して電子計算を利用する準備をすること
 - b) 将来の作業はすべて電子計算をすぐ適用できるような形で行なうこと
 - c) 本地域のすべての国々は その資料換算の問題が同じか似ている場合には計算機計画を進める上で協力すること
 - d) すべての国々はそれぞれの国の計算機 計算機計画および機械を他の国が利用できる可能性などについて バンコクのタイ王国測量部地図情報事務所に通報し また要求されたらこの情報を他の関係各国にも送ること
- などを勧告している。

地図作成技術の応用については 種々の技術 機械が紹介され とくに雲をとおして また厚く森林におおわれた地域においての地表探査技術が 多くの国々にとり有用であることを認め 応用可能な場合にはいつもこの様な技術 機器を使用することにつとめ こうした技術機器について新しい情報がえられたら これを前記バンコクの地図情報事務所宛送って 本地域のすべての国々や その他関係ある国々に配布する様勧告した。

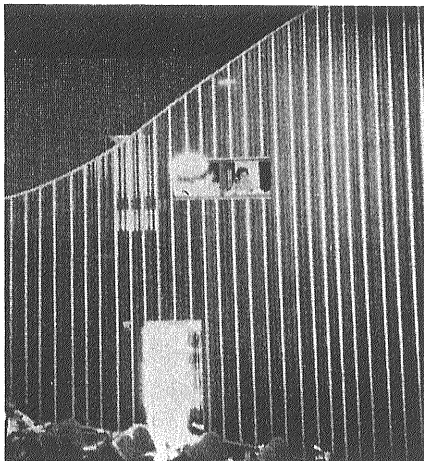
国境地域の地図作成 について 国境を共にする国

々が相互に話しあって 地図および地図作成の資料の交換をたやすくし あるいはまた関係各国間の協力を進めるべきで この様な各国間の諒解を作る場合には 十分の幅の地域をとり 国境両側の外周部資料と現地作業に十分の余裕を与えるようにし これには航空写真をとる地域をも含ませなければならないと勧告している。

地図作成技術 については 国の資源調査とこれに伴う諸計画が急速に重要性をまし このため地図作成能力が非常に要求されてきており 一方地図作成技術が高度化して巨大な資本が必要となり 同時に高度に熟練した作業・整備要員が要求されてきているけれども 本地域のすべての国々は あまり高度化しない機械・技術による既存のもっと単純な地図作成方法からも目を離さず 地図作成をつづけ また同時に訓練をすすめ機械や技術の改良の努力をつづけるべきだとしている。

測量 航空写真測量および地図学に関係ある国際諸学会への加入 については こうした学会が 測量 航空写真測量や地図学などの諸科学に貢献し ひいては国家資源の開発にも大いに役だっていることを認めて 本地域の各国およびその他関係ある国々が こうした国際機関の仕事に加盟 参加するようすすめている。

カラーおよび赤外線写真 については 森林 鉱物 水 土壌などの天然資源の調査 開発やその他の諸計画に使用するため特殊地図を作成するにあたって 写真を解読するためにカラーおよび赤外線写真その他の探査法が価値あることを認め 本地域の各国が特殊地図作成に際し これらの技術の応用の可能性にとくに留意し またこうした技術の使用上経験ある国々がすべて その技術と結果とを前記バンコクの地図情報事務所に通報して 本地域の各国にしらすよう勧告している。



← 大会議場の壁に同時通訳官のみえる窓がある

→ 会議事務局オフィスにて沢田エカフエ局員頭上の写真はこの建物の所有主アカデミーオブサイエンスの顕賞した人々の1人



アジア極東地域経済地図帖はこの会議の第四回会議の決議に従いタイ国が担当しており 加盟諸国が協力して資料を提供し技術上の助言を与うべきものであるとしてオーストラリア 西ドイツ イスラエル 日本 フィリピン タイ（議長）ソ連およびアメリカ合衆国が通信による一つの勧告委員会を構成し この計画に伴って生じてくる諸問題を検討し助言を与えるべきであると勧告した。

特殊地図および全国地図帖については この問題に関する一つの委員会を オーストラリア 西ドイツ インド イスラエル 日本 フィリピン タイ（議長）ソ連およびアメリカ合衆国が通信によって構成し 国際地理学連盟 (International Geographical Union) のこの分野での仕事を考慮し この種地図の規準を示し 前記バンコクの地図情報事務所に對し 提言をなし 本地域の各国にこれを配布さすようすべきだとのべている。

森林地図作成の標準化 について 地図によって森林についての情報を関連させ また交換することの必要性が大きいことを認め 森林地図を作る場合はいつも本地域の各国がメートル法を採用し 適当な表現記号をつかい また術語や森林に関する資料の表現を本地域内で標準化することを考慮すべきだとすすめている。

航空測量および機器に関する講習 に関しては 本地域の数か国が航空調査に関する訓練所を作っていることを認めこれに注目すべきこと また航空写真測量と解釈との研究に刺激を与えるべきことを認めた上で 1960年初頭バンコクで行なわれたのと同様の航空測量法および機器に関する第二回の講習を できるだけ早く実施すべきであると勧告した。

全国地図帖 については かなりこの種の地図帖が出版されてきていて すでに出版した国々はすべてこれについての情報を前記バンコクの地図情報事務所に送って 本地域のすべての国々に配布するようすべきであり できるだけ これらの地図帖を無料で本地域の国々すべてに配布するよう求めている。

地名 については三項目にわたっており

- a) 地名の問題には規則性があるが普遍的なものとしてでないものがあり 各国はそれぞれの国の地名についてこういう規則性と変異との例を求めて国連の地名標準化会議の際 共通する知識をふやすべきであるとす

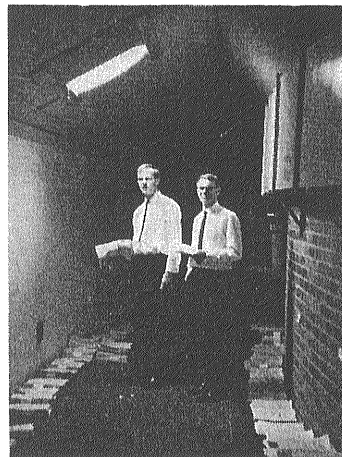
- b) 1967年9月4日から22日にわたってジュネーブで行なわれる予定の前記地名会議に対しては 個々の地名の問題に不当にかかわることなく 一般的な問題の認識 理解と協力をすすめる方法とに焦点をしばり (i) 国際的な地図学上の使用に対するローマ字化の必要の問題と

(ii) 地名を一つの記載法から他の方法にうつすに当って適用すべき原則をたてる問題とに 注意すべきだとし さらに

- c) 地名の重要性 すでにこの件につき調査や標準化を活発にすすめている国々の経験が広く応用できること またそうでない国々からの地名や地名の諸問題についての情報が必要なことを認め 地名をかく上で一層統一的にすべきだとする考えが世界的に急速にひろまっており たまたま上記国連の地名標準化会議が近く行なわれる予定である所でもあり また今度の会議にもこれについての国連の資料が提出されていることでもあるので 国連加盟国政府や国連専門機関がこの地名会議に代表を送るようすすめている。

百万分の一国際世界地図 (I. M. W.) に関してはまだまだ広い地域が未出版であるので すべての国々がこの地図をごく近い内に出版するよう努力すべきだと勧告している。

訓練機関 については 本地域の国々の中には地域内外の各国に度々人を送って 水路学をふくむ地図学の研修をうけさせている国が多く 各種訓練施設の 入所資格 訓練程度 与えられる資格 訓練内容などについて詳しい情報を配布して関係各国 各機関がこうした施設の内容を調べやすくなることができると思われ 従って各国が地図学 水路学に関する教育施設の現在外人



訓練生を收容しているか 收容可能のものについて詳細を提出 すべてに国に配布のため ニューヨークの国連事務局本部の地図課宛送り また水路学の訓練については 国際水路局 (IHB) 宛送る様 また上記機関は同一事項をとり

会議場2階にある資料の分類整備係の作業場とオーストラリア側事務局員 この弧状廊下は局長の高い能力と相まって非常に高効率をもたらした

扱っている国際地図学協会 (ICA) の第一委員会と連絡重複をさけ えられた資料を完全なものとするべきであり また本地域の各国がそれぞれの国の訓練計画を確立するのに必要なすべてのてだてを講じるよう勧告した。

新しく独立した国々における水路機関の設立 については海図その他の出版物の標準化の点から水路関係の作業を調整する要があり 航海安全を目標とするこの点についての国際水路局のこれまでの指導に着眼して まだ水路機関を持っていない国々が早くこうした機関を設け 国際水路局や国際的な科学諸機関その他と相談し すでに水路機関のある国々ではできれば 技術や人事について援助するようすすめている。

黒潮の共同調査 (C.S.K.) に関しては この調査がめざましい進歩をとげているとし 関係各国がさらにこの計画をはげまし たすけ この会議の第四回会議中形成された カナダ 台湾 日本 (代表が事務局長) フィリピン 南ベトナム ソ連 アメリカ合衆国からなる作業団が 前記会議の決議によりきめられたその活動を CSK と協力してつづけるようすすめている。

国際津波警報組織 (ITWS) と津波情報本部 (TIC) については この組織が太平洋地域で太平洋をめぐる各国政府の参加の下に活動中であり この警報は 地震や潮汐の資料を参加国全体と交換することを認め またその国の住民に警報を十分よく知らせることができさえすればどの国にも利用できるものであって この地域にはさらに潮汐観測所をふやし 連絡をもっとよくし 情報をもっとよく伝える必要があり さらに Inter-governmental Oceanographic Commission (I.O.C.) が海洋学的諸計画の調整にあたって活動し経験をもっている点から この会議にでている国々がもっと参加して地震や潮汐の観測所の連絡 管理 設立 運営を行なうよう また興味をもつ国々がこの警報組織に加盟し I.T.W.S. の作業団の今後の会合や I.O.C. 主催の T.I.C. の会合に出席のため必要なてだてをするよう勧告している。

海深図の作成 に関して 沿海諸国では大概 海深に関する資料があつてそれぞれの海図に利用しており一方現在の海図は海洋の底の状況を十分には現わしていないものであり 海洋の一般図としての海深図が海洋研究の各分野の進歩に伴って不可欠なものとなつてきており さらに千万分の一の General Bathymetric chart of the Ocean より大縮尺の海深図が大きな価値をもつてきて科学的な面ばかりでなく 地震や津波の予報 海底

電線の設置 海底資源の探査などにも役だつと思われる点から 関係各国間で求めに応じて海洋学的資料を交換すべきであり かかる資料をつかつて多色刷の等深線による海深図を出版すべきだとしている。

海洋学的地図学の開発 については 海洋地域の探査が陸上のそれに比べてはるかにおくれており 海洋地域のもっとよい図を作ることによって海流 海水の「物理・化学的性質 底質 重力 磁力 海況 海水の分布などを表現する特殊海図を作り その結果航海の安全度を高め漁業をさかんにし 海洋全体としての知識をさらに深めることが急務であるため 本地域の各国は関連部門での人員訓練をふくめて 大陸棚や大洋の探査に対し最大の努力をすべきであり 今回のこの会議では海洋地域の一般地図学にもっと時間をさき 各国はその際 海洋資源の開発を示す基本的海深図を開発する方法を報告すべきだとしている。

南シナ海の一部の共同広域海洋調査 については 前回の本会議で決議21として提出され 区域は南シナ海の一部で フィリピン領海から西へ北緯12度の線にそつて東経114度にいたり それから南西に向つて北緯8度 東経109度にいたり さらに南南東へ向かつて Tanjong Sirik 沖マレーシア領海に達し この領海を除外する区域であるが この地域内の航海の安全と漁業の将来性および天然資源開発に関する資料とのため しかるべき調査が必要であり 前記 I.O.C が協力をすすめ またいくつかの国際調査にあたって行なわれた海洋学 地質学 地球物理学 生物学及び海深などに関する諸調査における調整をなすにあたって活動し経験あるところから I.O.C. に対し 必要であれば国連 ユネスコ その他の関係国連専門諸機関 また水路学上の問題については国際水路局の援助をえて この地域における必要な調査間の調整を行なうことを考慮するよう求め オーストラリア 台湾 インドネシア 日本 (代表が議長) マレーシア フィリピン (代表が通信事務局長) 南ベトナム タイ ソ連イギリス アメリカ合衆国の各代表および国際水路局 I.O.C. からのオブザーバーからなる通信による作業団が I.O.C. とこの仕事についてよく連絡をとり また援助と情報とをこれに与えるよう勧告している。最後の決議としてオーストラリア連邦政府に対しこの会議をひらくについてのすぐれたはずと 各代表一人一人に与えられたあたたかいもてなしについて心からの感謝をささげている。なおこの会議に提出された報告書その他の文書については 前記日本代表団の派遣元および地質調査所長のいずれかに照会されればよろしいかと思う。

(筆者は元所員 現在バンコク エカフェ事務局職員)